# 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と
# 当社「お客さま本位の業務運営方針」の対応関係について

当社は金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針として「お客さま本位の業務運営方針」を当社ホームページで公表しております。二者の対応関係は以下のとおりです。

| 金融庁　原則 | 当社「お客さま本位の業務運営方針」 |
|---|---|
| 原則２　顧客の最善の利益の追求 | １．お客さま本位の業務運営の実践と定着（１）（２） |
| （注） | １．お客さま本位の業務運営の実践と定着（１） |
| 原則３　利益相反の適切な管理 | ５．利益相反の適切な管理 |
| （注） | ５．利益相反の適切な管理 |
| 原則４　手数料等の明確化 | ３．重要な情報の分かりやすい提供（３） |
| 原則５　重要な情報の分かりやすい提供 | ３．重要な情報の分かりやすい提供（１）（２）（３） |
| （注１） | ２．お客様にふさわしいサービスの提供（２）（３）<br>３．重要な情報の分かりやすい提供（１）（２）（３） |
| （注２） | 非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージ化した商品の取扱いはありません）<br>７．金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について |
| （注３） | ３．重要な情報の分かりやすい提供（１）（２）（３） |
| （注４） | ３．重要な情報の分かりやすい提供（１）（３） |
| （注５） | ３．重要な情報の分かりやすい提供（１）（２） |
| 原則６　顧客にふさわしいサービスの提供 | ２．お客様にふさわしいサービスの提供（１）（２）（３） |
| （注１） | ２．お客様にふさわしいサービスの提供（２）<br>３．重要な情報の分かりやすい提供（２）（３） |
| （注２） | 非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージ化した商品の取扱いはありません）<br>７．金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について |
| （注３） | 非該当（当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません）<br>７．金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について |
| （注４） | ３．重要な情報の分かりやすい提供（２）（３） |
| （注５） | ３．重要な情報の分かりやすい提供（２）<br>６．従業員に対する適切な動機付けの枠組み |
| 原則７　従業員に対する適切な動機付けの枠組み等 | ２．お客様にふさわしいサービスの提供（２）<br>４．お客さまの声を経営に活かす取り組み<br>６．従業員に対する適切な動機付けの枠組み |
| （注） | ６．従業員に対する適切な動機付けの枠組み |